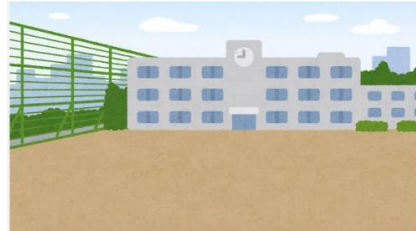


学校や保育所等でケガをした場合

災害共済給付制度が対象です。

災害共済
給付制度

医療費助成は利用できません



医療費
助成

学校・保育所等でケガや疾病などの治療（調剤を含む）で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（以下スポーツ共済）の対象となるものは、医療費助成の対象となりません。この場合は、医療機関窓口では医療費助成を利用せずに保険証を提示の上、一旦、医療費の自己負担分（小学生未満：医療費の2割、小学生以上：医療費の3割）を支払い、学校等を通じて災害共済給付の申請を行ってください。

Q1 なぜ、学校・保育所等でケガをした場合は医療費助成の対象とならないのですか？

A1 学校・保育所等でケガをした場合、スポーツ共済により医療費の自己負担分（小学生未満：医療費の2割、小学生以上：医療費の3割）＋医療費の1割が給付されます。

災害共済給付制度のイメージ（小学生以上）

・医療費総額が 10,000 円の場合

医療費総額 10,000 円

医療保険給付
7,000 円(7 割)

自己負担※
3,000 円

災害共済給付と医療費助成の重複支給は
できません（災害共済給付が優先されます）

災害共済給付 4,000 円

医療費総額の 4 割(3割＋1割)

※自己負担について、小学生未満の場合、2割(医療費総額が 10,000 の場合、2,000 円)となります

Q2 学校・保育所等でケガをした場合に医療費助成を利用したらどうなりますか？

A2 スポーツ共済を受けられるときは医療費助成の対象外(医療費助成制度より災害共済給付制度が優先)となりますので、医療費助成を利用し、かつ、給付金を受給された場合は後日、重複分の医療費助成金は市へ返金していただくことになります。本来は災害共済給付で賄われるべき医療費の自己負担分を医療費助成により市が負担すると将来的な医療費助成の安定した運営に支障をきたす可能性がありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ご注意ください

※医療費総額が 5,000 円に満たない場合は、スポーツ共済の対象外となります。

この場合は、橿原市保険年金課で医療費助成金支給申請(償還払い)の手続きを行って下さい。